

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二発電所 設置変更許可申請（特定重大事故等対処施設））【46】

2. 日時：令和2年12月21日 10時00分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁内会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム） 担当者7名

（技術基盤グループ） 大橋首席技術研究調査官 他1名

日本原子力発電株式会社： 担当者10名

東京電力ホールディングス株式会社： 担当者1名

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、これまでに提出のあった資料を用いて、東海第二発電所の特定重大事故等対処施設の設置に係る原子炉設置変更許可申請のうち、故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項、原子炉格納容器の過圧破損防止機能及び水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能について説明があった。

これに対し、原子力規制庁は、事実確認等を行うとともに、当該申請内容については、今後も引き続き確認していく旨を伝えた。

なお、事業者から対面でのヒアリング開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」（令和2年6月24日 第12回原子力規制委員会配布資料）に基づき、対面で実施した。

6. その他

提出資料：なし

以上